

省 令

○農林水産省令第九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十一年三月二十五日

農林水産大臣 羽田 孜

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
別表一の四の項植物の欄中「核子」の下に「(アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)」を加え、同表の十二の項を次のように改める。

十二、アメリカ合衆国、ハワイ諸島	アボカド、バイン、アツプル、れいし、インデイゴフエラ、ヒルスタ、テラダまつ、すいか、だいこん、つるれいし、とうがらし、トマト、ペポかぼちや、メロン、リーキ、アルファア、こしよ、さつまいも、さとうきび、大豆、とうもろこし、らつかせん、パシヨウ属植物、アンズ、リニウム属植物、地下部(らつかせん属植物及びびみかんの科植物の生植物を除く。)	ラドフォイルス・シトロフィルス
------------------	---	-----------------

附 則

この省令中別表一の四の項の改正規定は昭和六十一年四月一日から、同表の十二の項の改正規定は昭和六十一年五月一日から施行する。